資料２

平成３０年度

国の予算編成に関する提案

平成２９年１１月

愛知県市長会

目　次

１．地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について・・・・　１

２．地震・津波等防災対策の充実強化について・・・・・・・・・　６

３．福祉・保健・医療施策の充実強化について・・・・・・・・・・　８

４．都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化・・・　１２
　について

５．教育・文化施策の充実強化について・・・・・・・・・・・・　１８

第１　地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（内閣府、総務省、厚生労働省、警察庁）

１　地方交付税について

⑴　地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼ることなく、交付税法の趣旨に立ち返り、法定率の引上げ等により対応すること。

⑵　地方の基金残高の増加を理由に地方財政に余裕があるとして、地方交付税の圧縮を念頭に地方財政計画の適正化を図ろうとする動きがあるが、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、安定的かつ確実に地方交付税総額を確保すること。

２　地方財政の充実強化について

⑴　ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

⑵　地方法人税（国税）については、地方交付税の財源とされているが、地方自治体が取り組む企業誘致の推進等による法人税収増加への施策効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃もしくは、地方法人税率の引下げによる法人住民税法人税割税率の引上げを図ること。

⑶　固定資産税における償却資産課税は市町村の基幹税源であり、都市基盤をはじめとする企業の投資環境を整備し国内のものづくり産業や雇用創出を支援するための貴重な財源となっており、特例による減免期間終了後は本来の課税制度とし、これを堅持すること。

⑷　森林環境税（仮称）については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を明確化したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な税源確保の仕組みや、対象森林の用途利用の拡充など、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な制度設計を進めること。

　また、各府県で既に導入されている独自課税との関係を整理し、市町村と府県が連携して事業に取り組めるような仕組みとすること。

⑸　繰上償還の対象となる普通会計債及び公営企業債について、基準となる当該団体の実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、財政力指数及び資本費の値を緩和するとともに、年利２％以上の残債を対象とし、速やかに地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度を再実施すること。

⑹　公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し適正管理を図るため、補助制度の拡充及び公共施設等適正管理推進事業債における交付税算入率の充実を図ること。

(7) 現下の建設事業を取り巻く環境を鑑み、合併後１５か年（東日本大震災で被災した合併市町村は２０か年）とされた合併特例債の期限を更に５か年延長すること、あるいは合併特例債を有効活用できるような方策を講じること。

(8) 地方の債務を減少し、財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した地方の公共事業について、起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。

(9) 平成２８年６月に消費税率引上げが再延期されたが、低所得者に対する介護保険料軽減強化や保育環境の向上等、社会保障施策の実施に対し、地方財政に影響が出ないよう国において必要な財源を確保すること。

3　地方分権の推進について

(1) 地方分権社会の実現に向けた地方制度改革を推進するとともに、都市自治体が地域の総合的な行政主体として自立した地域経営を行うため、事務・権限と財源の更なる移譲はもとより、新たな大都市制度（特別自治市制度）について実現を図るなど都市自治体強化を推進すること。

(2) 国が掲げる地方創生の実現に向け、引き続き「地方分権改革に関する提案募集」など都市自治体からの提案を真摯に受け止め、分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

(3) 義務付け・枠付けについては、都市自治体の自由度が高まるよう、廃止を原則とした見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、従うべき基準の設定を行わないこと。

(4) 権限移譲については、地域（圏域）の実情に即した特色ある一体的なまちづくりに資するよう、地方自治法に基づく広域連携組織に対する移譲や権限移譲により地方に財政負担が生じないよう検討すること。

4　地方創生事業の拡充について

(1) 地域再生計画の認定に基づく地方創生推進交付金及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、都市自治体がより地方創生を推進するため、地域の実情に応じ効果的に活用できる制度となるよう諸要件を緩和し、地方版総合戦略の趣旨に沿った施策を継続的に実施できるよう安定的かつ継続的な財政措置を講ずること。

また、事業の早期着手を図るため交付決定を早期に行うこと。

(2) 地方創生の安定的かつ継続的な取組みを行うため、「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続的な確保を図ること。

5　ふるさと納税について

⑴ ふるさと納税ワンストップ特例制度における、所得税控除相当額の減収分について、都市自治体の負担が増大することがないよう地方特例交付金による全額補填措置を講じること。

⑵ 全ての都市自治体でふるさと納税の趣旨に沿った責任と良識ある対応が徹底され、制度が持続・発展していくよう対策を講じること。

⑶ ふるさと納税に係る返礼品の取扱いについて、数種類の物品を価格に関わらず資産性の高い不適な品としていることや高額なものの価格水準を明示していないことなど妥当性を欠く部分があるため、自治体間の公平が保たれるようにすること。

6　社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度に係る自治体情報セキュリティ対策について、実施・維持・管理に要する都市自治体の財政負担は非常に大きく、運用保守費用等も継続的に必要となることから、都市自治体の負担軽減を図るための財政措置を講じること。

7　マイナポータル利用に係る財政支援について

マイナポータルとＬＧＷＡＮを接続するためのネットワークサービス（ＬＧＷＡＮ－ＡＳＰ）利用に係る財政支援を行うこと。

8　国政選挙に係る執行経費基準額の適正化及び調整費の適正な配分について

⑴ 地方自治体が国政選挙事務を公正かつ適正に執行するために、適正な基準額の改正を行い、必要な経費を確保すること。

⑵ 避けることができない理由により基準額で選挙を執行できなかった自治体に対しては、全体で執行委託費の５％以内の額が調整費として予算措置され追加で交付されるが、配分方法について、基準額を大幅に超過した自治体と基準額でまかなえるように工夫したが超過してしまった自治体を同列に扱うのではなく、内容の精査を行い、適正な配分を行うこと。

9　公職選挙における期日前投票期間について

選挙事務に従事する職員の負担や経費が増大していることから、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙及び国民審査の期日前投票期間を市議会議員選挙及び市長選挙と統一するよう見直すこと。

１０　住民税の特別徴収義務者の納入事務の負担軽減について

特別徴収された住民税の納付について、源泉所得税に比べ事業者の事務が極めて煩雑であり、特別徴収義務者の負担軽減を図り特別徴収を促進するため、源泉所得税のような容易に管理、納入可能な制度を導入し、国において全市区町村が取組んでいくための環境整備をすること。

１１　光ファイバ網の整備について

世界最先端ＩＴ国家創造宣言の実現に向け、光ファイバ網未整備地域の整備が図られるよう民間電気通信事業者が実施する整備事業に対し、国による直接支援を講じること。

１２　ＬＧＷＡＮ環境内における各省庁ホームページの閲覧について

各省庁の情報を迅速に収集するため、ＬＧＷＡＮ環境内に各省庁ホームページを構築すること。

１３　都市計画税の使途の拡大について

都市計画税の使途について、都市計画施設の維持管理及び更新事業等にも充当できるよう拡大すること。

１４　建築基準法における「児童福祉施設等」の取扱いについて

学童保育施設や地域子育て支援拠点施設などについては建築基準法上、特殊建築物である「児童福祉施設等」とされており、既存公共建築物に複合化させる場合、建築基準法上の異種用途区画や一定規模以上では用途変更が必要となっており、公共施設等の複合化への簡素化、迅速化を図るため、建築基準法上、就寝、宿泊を伴わない建築物としての取扱いに細分化するよう見直すこと。

１５　不動産登記制度の改善について

不動産登記法において所有権に関する登記は所有者の自由意思に委ねられているため、登記簿での所有者が確認できず公共事業の実施や納税義務者の確定などの行政事務に支障を来しており、相続登記手続きの簡素化・低コスト化を検討するなど所有者不明解消に向けた不動産に係る関連法等の整備・推進を図ること。

１６　本人通知制度の法整備について

戸籍謄本・住民票等を本人以外の代理人や第三者に交付した場合、本人に対して交付した事実を通知する「本人通知制度」について、戸籍法や住民基本台帳法において法整

備すること。

１７　特別永住者証明書等に係る正字置換について

平成２４年７月の改正住基法施行に伴う氏名の正字置換について、氏名は個人のアイデンティティーを示すものであり、特に特別永住者においては過去と一貫性を担保するものであるので従前の表記が利用できるよう文字を増加すること。

１８　外国製電動アシスト自転車等の取締りについて

性能不明のまま輸入または国内で販売されている道路交通法の基準に適合しない「外国製電動アシスト自転車」が使用されることがないよう、自走可能な電動自転車の取締機器の開発・整備や取締り体制の確立を含め、実効ある対策を行うこと。

１９　人事院勧告における地域手当支給地域について

地域手当の支給地域は市町村単位の指定であるが、基本的な生活圏に違いが無いにも関わらず近隣市町と給与水準に格差が生じているため、生活圏等の実態を考慮した指定とするとともに、１０年ごととされている見直し期間の短縮を図ること。

第２　地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（内閣府、総務省、国土交通省）

１　地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

⑴　南海トラフ巨大地震の地震津波想定に対応した東海地区全域における防潮堤や水門など津波防護施設を早期に整備すること。

また、海岸防災林の盛土整備について、治山事業（海岸防災林造成事業）の対象事業を拡大するとともに、更なる予算の確保及び都市自治体に対する財政措置の拡充を講じること。

⑵　被災自治体の負担や混乱を軽減するため、有事の際には近隣の県が外部からの支援物資受入れ窓口となり、物資の整理・調整等を行うなどの災害時支援物資相互受入れ態勢の構築を図ること。

２　消防体制の充実強化について

⑴　大規模災害発生時には地域を守る消防団の消防・防災活動が重要であるため、消防団車両の整備・更新についても交付税措置や緊急防災・減災事業債の対象とするなどの財政支援を行うとともに、用地確保等に期間を要する消防水利施設整備について、緊急防災・減災事業債の適用期間を更に延長すること。

⑵　災害対応等の活動が円滑に行えるよう、改正道路交通法の施行以降に普通自動車免許を取得し、適正に消防活動を行っている消防団員に対し、準中型自動車免許取得への補助制度を創設すること。

⑶　消防体制の充実強化を図るため、都道府県を単位とする消防体制の構築が可能となるよう関係法令を早期に法整備すること。

⑷　特殊災害車両等の消防用車両の共同整備を推進するため、共同整備に対応した補助制度を創設すること。

⑸　耐震性貯水槽に係る消防防災施設整備費補助金の補助対象施設の規格が新規製品のみに限定されているため、非耐震性貯水槽の改修事業も補助対象に拡充すること。

３　防災行政無線について

⑴　同報系防災行政無線の円滑なデジタル化は、市民の生命・身体の保護及び国の方針である電波周波数有効利用に寄与することから、無線システム普及支援事業費等補助金の補助メニューとして新たに追加するなどの財政措置を講じること。

⑵　同報無線の親局、子局等をデジタル化した後も、新たなスプリアス規格に適合したアナログ波であれば、防災ラジオ用としての継続使用（併用）を許可すること。同報系防

災行政無線のデジタル化及び同等の機能を有する情報伝達システムの構築に要する経費に対して、補助制度を創設するなど財政措置を講じること。

4　住宅及び大規模建築物等の耐震化について

(1) 木造住宅耐震化を促進するためには住宅所有者の経済的な負担の軽減が必要であり、社会資本整備総合交付金等一戸建て住宅に対する耐震改修等への財政措置を拡充するとともに、平成２９年度末で終了する住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震改修工事への加算制度を平成３２年度まで延長すること。

また、安価で信頼できる改修工法や装置の導入などに対する補助制度の導入を図ること。

(2) 耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額措置について、現行制度で平成２９年度末までとされている工事期間を平成３２年度末まで延長すること。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及びその結果の公表が義務づけられた大規模な建築物の耐震改修費に対する国の補助制度を充実すること。

(4) 水道施設については、今後想定される南海トラフ巨大地震に備え、基幹管路及び老朽管の耐震化を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金における要望額を満額確保するとともに、更なる財政措置の拡充を図ること。

5　海岸堤防整備、ダム建設、河川改修事業等の推進について

(1) 木曽三川下流域は日本最大の海抜ゼロメートル地帯にあり、南海トラフ巨大地震で液状化などによる甚大な被害が想定されており、堤防の耐震対策について平成２７年度で終了した全国防災事業に見合う財源を確保すること。

(2) 一級河川改修事業並びに直轄海岸保全施設整備事業について所要予算額を確保し、浸水被害防止・津波対策など改修整備事業を早期に完了すること。

また、堆積土砂撤去や雑木伐採等の河川維持管理に係る財政措置を講じること。

(3) 侵食が進んでいる海岸について、ダム上流側の堆積土砂を下流側に流出させる事業や防災機能を保持しつつ下流への土砂供給を図る砂防事業、ダム堆積土砂の活用システムの構築など海岸部へ適切な土砂供給を図る海岸保全対策を講じること。

(4) 内水排水施設については、治水対策上極めて重要な基盤施設であるため、河川ポンプ設備の老朽化に伴う補修計画策定業務及び補修工事を対象とした補助制度を創設すること。

(5) 排水機場への非常用発電設備の設置については、農村地域防災減災事業による排水機場設備工事において、新設の排水機場のみを補助対象としていることから、既存施設に対する補助制度を創設するなど財政措置を講じること。

第３　福祉・保健・医療施策の充実強化について

（内閣府、総務省、厚生労働省、環境省）

１　国民健康保険制度について

⑴　国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、市町村と十分な協議を行ったうえで制度設計を構築し、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。

また、平成３０年度から予定されている３，４００億円の国費による財政支援を確実に実行すること。

⑵　納付金算定において、前期高齢者交付金の交付が市町村単位から都道府県単位へ変更されることに伴う財政的な影響が大きいため、納付金の算定システムに前期高齢者交付金による市町村ごとの変動を反映すること。

⑶　制度の一本化が実現するまでの間は、国庫負担率の引上げや更なる公費の追加など国民健康保険制度の構造的な問題解決に向け必要な財政措置を講じるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止すること。

⑷　平成３０年度から施行される新制度に係る標準保険料率等の算定に必要な確定係数については、条例改正等多くの手続きが必要となることから、早期に提示すること。

⑸　国民健康保険の都道府県単位化は、財政運営の責任を担う主体を都道府県とする一方、保険料（税）の賦課徴収、給付、保健事業の実施などは市町村が担う役割分担的な仕組みであることから、県が全体の責任を負うことが明確となるような制度運用とすること。

⑹　子育て世帯の負担軽減のため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減するとともに、国民健康保険財政の健全化や低所得者層などの負担軽減を図るため、従来の枠を超えた国庫負担の引上げ等、財政支援を拡充強化すること。

⑺　国は、子ども医療費助成の現物給付化を実施する地方自治体への国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整を一部廃止するが、その範囲を福祉医療費全般に拡大すること。

２　国民年金関係事務の一元化について

国民年金関係事務を日本年金機構に統一し、窓口を一元化すること。

また、一元化までの間は機構の出張窓口を市町村の希望に応じて設置されるよう制度を改善すること。

３　医師等の確保対策と地域保健医療体制の充実等について

⑴　危機的状況にある地域医療体制を確保するため、医師・看護師不足や地域間・診療科間の偏在の解消、周産期医療や救急医療の確保等及び経営が逼迫している自治体病院等

への財政支援など、対策を強化すること。

(2) 地方病院の勤務医不足と地域間の医師偏在等解消のため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成を図ること。

また、地域の基幹病院としての機能を確保するための診療科の設置と医師の適正配置を制度化すること。

(3) 医師の絶対数を増やすため、大学医学部入学定員を増員すること。

(4) 臨床研修医の地域への適正配置を行うとともに、充実した臨床研修体制の整備を行うこと。

(5) 専門医師不足により発達障害医療の体制が不十分であるため、発達障害専門医師の育成及び診療体制の充実を図ること。

(6) 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏における第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。

(7) 消費税率の引上げにより病院事業の負担額が増大し、病院経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬等に対する消費税の非課税制度を見直すなど、十分な対策を講じること。

また、医療機関が診療報酬に上乗せされている仕入税額相当額を上回る仕入消費税額を負担している場合は、その超過額を還付できるよう税制措置を講じること。

(8) 生活困難者が無料又は低額な料金で調剤を受けられるよう、院内処方だけでなく、院外処方を担う薬局についても、第二種社会福祉事業（無料低額診療事業）の対象となるよう法整備を行うこと。

(9) 都市自治体が実施するがん検診事業について、検査方法の拡充などがん対策の一層の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(10) 自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に対し、自治体への就業についての広報等の働きかけを行うこと。

また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。

4　少子化対策について

(1) 子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるため、第２子以降の保育料負担軽減措置について、所得制限を撤廃すること。

(2) 保育士の勤務条件の緩和や勤務形態の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること。

(3) 既設の事業所内保育所に対し、設置基準を満たすことにより企業主導型保育事業への切り替えを可能とすること、もしくは、企業主導型保育事業と同様の助成措置を実施す

ること。

(4) 全国の自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、義務教育終了時まで全国一律の子ども医療費助成制度を創設するなど、公平な制度となるよう国の責任において制度化すること。

(5) 自治体が待機児童対策を確実に推進するため、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金を基準額どおり交付できるよう財源確保すること。

5　児童福祉法改正に伴う児童虐待発生時の迅速・的確な対応について

市町村に求める児童虐待防止対策の体制整備の全体に対する人材確保や資質向上に必要となる安定・継続的な財源支援策を速やかに検討し示すこと。

6　予防接種事業について

(1) 既存の定期予防接種及び今後新たに定期接種化される予防接種に係る費用について、普通交付税措置によらず、全額を国庫負担とすること。

(2) 小児を対象とした、おたふくかぜ、ロタウイルスの予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置づけること。

また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。

(3) 成人の風しんの抗体検査から予防接種まで一貫した財政措置を講じること。

7　障がい者（児）の支援施策の充実について

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、障がい者（児）の生活に直結した事業を行っているが、給付額の急増に反して事業対象経費に対する補助割合の低下が続き、事業の継続が困難になっているため、負担率を現行の国１／２、県・市各１／４から、国３／４、県・市各１／８となるよう見直すとともに、保険制度への移行など、障がい者施策に係る持続的な財政基盤制度の構築を図り、必要な予算を確保すること。

8　共同生活援助事業所の運営に対する補助について

補助内容の拡大を図るため愛知県及び市町村が実施している障害者共同生活援助事業費補助金に対する国庫補助による財政支援を措置するとともに、共同生活援助事業所に係る給付費の算定方法（報酬単価）を見直すこと。

9　生活保護制度における制度改革について

(1) 生活保護制度が憲法に基づき国が補償する最後のセーフティネットとして適切に実

施していくためにも、全額国庫負担を含めた抜本的な制度改革を行うこと。

⑵ 貧困の連鎖防止策として、生活保護制度における稼働年齢層の設定を社会の実情に即して見直し、定時制・通信制を含む高校等への進学者を稼働層と扱わず、教育扶助で対応することで学業に専念できる環境を整え、卒業後の選択機会の拡充を図るとともに、大学等高等教育機関への進学が可能であれば世帯分離とせず生活扶助の対象とし、加えて給付又は返還免除を含む貸与型の財政的支援措置を創設すること。

１０　介護予防及び介護施設職員の処遇改善について

⑴ 介護予防や自立支援に向けた取組みを一層強化するため、介護予防・日常生活支援総合事業費における対象事業費の上限を引上げること。

また、上限の引上げができない場合は、少なくとも、平成２７年度から平成２９年度までの移行期間における「１０％の特例（移行初年度の７５歳以上被保険者数変動率を１．１と置き換え毎年の上限額を算定するもの）」について、平成３０年度以降も引き続き延長すること。

⑵ 介護現場で働く職員や保育士については社会的に不可欠かつ責任の重い業務でありながら他業種と比べ給与水準が低く、人材不足の大きな要因となっており、更なる処遇改善を図るための支援措置の拡充等に取組むこと。

１１　生食用鶏肉の法規制について

牛の肝臓に加え豚の食肉の生食用としての販売・提供が禁止されたが、同様に食中毒のリスクの高い鶏肉に関しては規制対象とされていないため、早急に実効性のある規制を確立すること。

１２　アスベストによる健康被害対策について

国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。

また、住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

１３　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給事務について

特別弔慰金の支給事務に係る経費については、法律改正等により都市自治体の負担が増大しているが、戦後処理及び戦没者遺族等への援護は国の責務であることから、必要な経費を事務費及び人件費に対する事務委託費として措置すること。

第４　都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

１　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置の延長について

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地域高規格道路などの国庫補助率等の嵩上げ措置については、平成２９年度までの時限措置となっているが、平成３０年度以降も継続するとともに、地方創生推進のために真に必要な道路整備における特別措置を拡充すること。

２　社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡充について

⑴　社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の社会資本整備が計画的に進捗するよう地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、更なる拡充を図ること。

また、橋梁点検業務を起債対象とすること。

⑵　力強い地方創生に向け、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めるにあたり、都市機能集積や防災性向上、街なか居住の器づくりとして市街地再開発事業等の促進は極めて重要であることから、市街地再開発事業等にかかる社会資本整備総合交付金を継続するとともに、拡充を図ること。

⑶　社会資本整備総合交付金の公園施設長寿命化対策支援事業について、すべての都市公園において、公園利用者の安全・安心を確保する必要性があることから規模要件を緩和すること。

⑷　社会資本整備総合交付金の狭あい道路拡幅整備事業について、狭あい道路の解消は良好な住宅環境の形成を図るほか、防災においても重要な役割を果たすことから事業を継続すること。

⑸　社会資本整備総合交付金の効果促進事業について、基幹事業である幹線と接続した枝線を一体的に整備でき、効果的に下水道の供用開始区域を拡大できることから、下水道未普及解消のための末端管渠整備を再度、交付対象とすること。

３　道路事業の整備促進等について

物流路線、震災時における緊急輸送路、地域連携の機能を持つ高規格幹線道路等（浜松三ヶ日・豊橋道路、国道１号潮見バイパス）について整備促進を図ること。

４　港湾整備事業及び河川・海岸関係事業について

(1) 地域活性化及び国土強靭化に寄与することから、海岸保全施設の整備や多目的国際ターミナルの機能向上を図るバース整備など、海岸整備事業及び港湾整備事業の促進を図るとともに、観光振興の拠点となる「みなとオアシス」を活用した取組みを推進すること。

(2) 三河港の物流・産業機能を強化するため、「三河港港湾計画（平成２３年４月改訂）」に基づく、工業用地及びふ頭用地の確保や、三河港周辺道路の早期整備の他、自動車物流の特殊性を踏まえ、自動車物流拠点となっている港湾に対する支援をすること。

5　国の直轄道路及び河川の整備管理について

国の直轄道路及び河川の整備管理については、国民の生命と財産を守るべく、国土交通省の各地方整備局を存続させ、国が直接関与すること。

6　まちづくりの推進について

(1) まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地方分権の観点を踏まえ、地域の実情に応じた新たな都市計画制度等の設計について国と地方の協力により推進すること。

(2) 工業用地等に転用する際の農地法（農地転用）及び農振法（農用地区域除外）の基準を緩和するとともに、生産性の低い農地については、基準を見直すこと。

(3) 平成２９年６月に公布された、いわゆる「地域未来投資促進法」及び「農村産業法」については、地域の特徴を生かした地方創生及び地域振興につながる新たな土地利用の可能性を広げるものであり、両法の基本計画の策定や変更に係る国との同意協議においては、それぞれの基本方針について、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うこと。

(4) 民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や市街地再開発組合に対する直接補助制度の創設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

7　空家等対策の推進について

空家等対策を推進するため、相続登記が適正かつ速やかに行われるよう、手続きの簡略化や義務化などの法整備をすること。

8　交通関連事業について

(1) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道事業者が計画的に実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、事業者に対する運行費補助制度を創設すること。

(2) 地方公共団体が行う地域鉄道事業者への「維持・管理費」に対する支援について、特別交付税措置の対象とするなどの財政支援措置を拡充するとともに、地域鉄道の利用促

進に係る支援制度を創設すること。

(3) バス路線については、利用者の減少により民間事業者の経営悪化が進行しているが、路線バスは地域住民の足として欠かせない公共交通機関であり、地域間交通ネットワークを確保・維持するため、地域公共交通維持改善事業費補助金の予算を確保するとともに、補助対象経費の上限額を平成３０年度以降も、現行の経常費用の９／２０（４５％）を堅持すること。

(4) 運転経歴証明書について、証明書の提示により受けられる割引サービス等が広がりつつあることから、高齢者の運転免許証の自主返納を促す施策として発行手数料を減免するとともに、地域鉄道事業者が実施する運転免許証自主返納者向けサービスに対する補助制度の創設や地方公共団体の取組みに対する支援を行うこと。

(5) 道路交通法において路線バス等の停留所位置から１０メートル以内のエリアは駐停車禁止とされているため、高齢者等が乗合いタクシーなど他の公共交通手段とのスムーズな乗継ができないことから、地域交通会議などの合意を前提に駐停車禁止要件の規制を緩和すること。

9　地域住民による送迎活動の支援について

地域の助け合いによる高齢者等の送迎活動の継続及び活性化を図るため、道路運送法上の登録・許可を要しない運送の対価を、ガソリン代、道路使用料、駐車場代の実費に限定することなく、事務費や車両の維持管理費等も対象となるよう、交通事業者の経営に影響を及ぼさない範囲で基準を緩和すること。

１０　高速道路料金に関する基本方針の見直しについて

地域経済への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、平成２５年度に廃止又は縮小された高速道路の割引制度を見直し、新たな割引制度を創設すること。

１１　上下水道事業等の整備について

(1) 老朽管更新事業の補助採択基準において、水道料金に係る要件について撤廃又は緩和するとともに、水道施設の耐震化や更新に係る国庫補助採択基準を緩和し、高率な補助制度とすること。

また、配水支管の整備や老朽管更新と一体で行う給水管のつなぎ替え及び公道内鉛管解消工事等を補助対象に加えるなど財政支援措置を拡充すること。

(2) 過疎地域に存在する上水道施設の建設改良工事について、簡易水道事業と同様に過疎債及び辺地債の対象とすること。

(3) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政支援措置を講じること。

(4) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を流域下水道事業と同様とすること。

(5) 汚水処理施設に関する機械設備、躯体及び管渠の処理施設全般の改築について、官民の所有形態及び施設の処理人員に関わらず補助対象とすること。

(6) 下水道事業経営の安定化及び下水汚泥の継続的な再生利用を図るため、下水汚泥再生利用に係る財政支援措置を拡充すること。

(7) 合併処理浄化槽使用家庭の下水道家庭に対する不公平感を払拭するとともに、浄化槽の維持管理を万全にすることで水環境の保全をさらに推進するため、下水道整備区域外の個人設置型合併処理浄化槽利用家庭に対し、維持管理費を対象とした補助制度を創設すること。地域経済への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、平成２５年度に廃止又は縮小された高速道路の割引制度を見直し、新たな割引制度を創設すること。

１２　農業集落排水施設におけるストックマネジメント制度の導入について

老朽化する農業集落排水施設の機能を維持するため、ストックマネジメント制度の導入及び財政措置を講じること。

１３　生活環境整備に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充若しくは人口要件の緩和を図ること。

また、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付対象とするなど、財政措置を講じること。

(2) 循環型社会形成推進交付金におけるエネルギー回収型廃棄物施設について、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの活用は喫緊の課題であり、ごみ発電施設の整備は重要性を増していることから、交付率１／２の対象事業を拡充すること。

(3) 一般廃棄物処理事業債について、近年の廃棄物処理施設の建設費は高度化や全国的な建設需要の高まり等に伴い急激に値上がりしており、起債額が高額となることから、償還期間を延長するよう見直すこと。

１４　亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について

(1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

(2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

１５　海洋ごみ・漂着ごみの処理対策について

日常的に漂着する生活系ごみや災害等により発生する流木等の海洋ごみ・漂着ごみについて、実効性のある新たな発生抑制対策を講じるとともに、海岸漂着物等地域対策推進事業において、海岸漂着物の回収・処理事業に係る地方負担を廃止するよう補助率を見直し、全額国において措置すること。

１６　ＰＣＢ廃棄物の早期処理の推進について

地方自治体におけるＰＣＢ廃棄物の処理を円滑に推進するための処理体制の充実及び財政支援を講じること。

１７　公衆浴場事業者の経営安定化対策について

公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重要な役割を担っていることを踏まえ、公衆浴場事業者の経営安定化のための支援制度を創設すること。

１８　農林業振興事業について

(1) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする補助制度を創設すること。

(2) 経営体育成支援事業については、都道府県への予算配分の決定に際し、農地中間管理事業実績に基づく都道府県ポイントが追加されたが、農地環境が一律でないことから、各都道府県それぞれの地域性を考慮した制度とすること。

また、新規就農者が利用しにくい制度となっているため、新規就農者枠の設定や助成制度を新設するなど、新規就農者が設備投資する際に活用しやすい仕組みを構築するとともに、跡継ぎ就農者も対象となるよう制度を拡充すること。

(3) 特用林産物については、キノコバエ類等による生産物への被害が拡大していることから、早期に害虫被害の把握及び防除対策を講じること。

１９　鳥獣被害防止総合対策事業について

(1) 鳥獣被害の増大や人への危害などが懸念される中、頭数調整が最も有効な手段であり、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を継続すること。

(2) 国において、統一的に鳥獣害の被害状況及び被害金額の把握を行い、鳥獣被害防止に係る対策事業や補助事業の基礎資料とするため、農業センサスの中に鳥獣害の被害金額の項目を追加すること。

(3) 野生鳥獣肉等の消費、需要拡大等利活用について、国が地域の状況を把握し、直接的かつ連携した支援体制づくり、広域ネットワーク化等の事業拡大を推進するとともに、更なる財政支援措置を講じること。

２０　林業施業の活性化対策について

近年、材価の低迷等により主伐期に入っても伐採されない山林が増加しており、また、主伐実施地においては未植栽地化の懸念がある。

ついては、森林の持つ公益的機能の確保・維持のために森林経営計画を策定している事業体への主伐経費に対する補助のほか、通常植栽経費に対する補助率の拡充を図ること。

２１　観光振興について

(1) 「明日の日本を支える観光ビジョン」の実現に向け、地域の特色ある優れた景観や魅力ある歴史文化財を活かす事業に対し、財政支援措置を講じること。

(2) 外国人技能実習制度について、ホテル・旅館業や飲食業における業務を、技能実習２号移行対象職種とし、３年間の実習が可能となるようにすること。

(3) 特区改正法（国家戦略特区における追加の規制改革事項「外国人専門人材の受入れなどによるインバウンド・競争力向上」）について、制度運用を地域の実情に沿ったものとし、その適用を現在の指定１０地域のみならず、早期に全国展開できるよう配慮すること。

２２　企業への大学生等の地域採用枠の導入について

地方における若者雇用の創出のため、地方に事業所を置く企業に対し、大学生等の地域採用枠の導入を促すこと。

第５　教育・文化施策の充実強化について

（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

１　小中学校の学級編制標準について

きめ細かな教育指導を実施するとともに、教職員の勤務負担軽減を図るため、小中学校の全ての通常学級の学級編制標準を３５人以下とするとともに、教職員の定数増加を図ること。

２　教職員等配置体制の整備及び財政支援について

⑴ 学級数や授業時間の増加に見合う教職員定数の改善を図るとともに、都市自治体が行う人的措置に対し、財政支援を講じること。

⑵ 免許外教科担任を解消するため、当該教科の免許を有する非常勤講師を配置できるよう財政措置を講じること。

⑶ 学校における外国語活動や英語教育充実のため、ＪＥＴプログラムのみに適用されている地方交付税措置の適用を、民間委託契約によるＡＬＴ派遣に対しても適用するなど、財政支援の適用範囲を拡充すること。

⑷ 大規模校では養護教諭の負担が過大となっているため、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう配置基準について複数配置の拡大など弾力的な運用を図ること。

⑸ 家庭や学校、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の複雑多様化に対応するため、社会福祉的視点をもつスクールソーシャルワーカーの人員及び配置時間数を拡充させること。

⑹ 小中学校に配置されているスクールカウンセラーの人員及び勤務時間数の増加に対する財政措置を講じること。

⑺ 栄養教諭等については、食物アレルギー対応や食育推進など、年々職務の重要性が高まり、負担が増大していることから、業務量に見合った配置基準に見直すこと。

⑻ 児童生徒の問題行動の多様化・複雑化等により、学校における生徒指導の負担が年々増加していることから、きめ細かな生徒指導を充実するため、児童生徒支援加配教員の増員もしくは、基礎定数化を図ること。

⑼ 教職員の大量交代期を迎え、学校の教育力を低下させることなく、児童生徒に質の高い教育を保障するために必要な初任者研修制度を充実させるため、国加配の拠点校指導員を増員すること。

３　地域社会を支えていく人材を育てる教育の推進について

将来に亘って地域に住み続け地域で活躍する「ひと」を育成するため、小中学校にお

いて生まれ育ったふるさとについて深く学び、関わり、愛着を持つことのできる教育を国の基本方針の一つとすること。

4　特別支援教育の充実について

(1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、１学級８人の学級編制標準をより少人数にすること。

併せて、学級数の増加に伴う必要な財政的支援及び人的支援を講じること。

(2) 通常学級内において特別な教育支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、教員、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、財政的支援及び人的支援の充実を図ること。

(3) 発達に課題を持つ子どもが増加していることから、幼稚園・保育園及び認定子ども園における支援員設置に係る基準等、発達支援体制に関する基準を明文化するとともに、交付金を創設すること。

5　いじめ防止対策について

いじめ防止対策推進法等を踏まえた取組みを充実させるため、所要の財政措置を講じること。

6　「途切れのない支援」の推進について

不登校、問題行動の要因として学業や友人関係の悩みなどに加え、集団不適応、発達障がいなどの課題が顕在化したことによって、児童生徒への新たな支援対応が増加している。

さらに、経済的困窮や家庭基盤の脆弱さなども要因として絡むことから、教育機関と福祉機関が綿密に連携・協働した「就学前から学齢期終了までの途切れのない」子育て・教育支援体制の構築と推進が必要であるため、地域の特性や特色を活かした都市自治体の取組みに対する交付金制度を創設すること。

7　外国人児童生徒の教育支援について

外国人児童生徒が適切な学習や生活の指導が受けられるよう通訳や日本語指導等を行う支援員を拡充するための財政的・人的支援措置を講じること。

8　学校ＩＣＴ化の支援について

(1) 教育ＩＣＴの環境整備を推進していくため、平成２９年度で終了する文部科学省の「教育のＩＴ化に向けた環境整備４か年計画」による地方交付税措置を継続すること。

(2) ＩＣＴ教育の推進に向け、機器整備及び無線ＬＡＮ基盤構築費用に対する補助制度を拡充するとともに、教職員の支援を目的としたＩＣＴ支援員の育成や派遣に対する補助制度を創設すること。

(3) 小中学校「校務支援システム」の導入及び維持管理には、多額の経費が必要となるため補助制度を創設すること。

9　学校等施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

(1) 小中学校の改築や老朽化対策等に伴う大規模改造事業等を推進するため、学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ及び実情に即した補助単価の引上げなど、国庫支援制度を拡充するとともに、継続的かつ確実な財源を確保すること。

(2) 校舎等の施設をリースで整備する場合には、学校施設環境改善交付金対象事業と同様に賃借料の１／３を補助すること。

(3) 地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を十分に引上げたうえで、当初予算中心の交付金採択を進めること。

(4) 新学習指導要領が示す「主体的･対話的で深い学び」の実現に向け、生徒の学習意欲を促す学習空間整備に係る補助制度を創設すること。

(5) 教育環境の維持・充実のため、公立小中学校の適正規模・適正配置を推進していく必要があるが、現行の補助制度、補助割合では用地取得や津波浸水対策としての校舎等の嵩上げに対する補助がなく、また、昨今の建築単価の高騰等により、現行の公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金では事業推進が困難であるため、早急に補助制度を見直すこと。

(6) 学校施設環境改善交付金について、学校トイレの洋式化を推進し、教育環境を改善するため、補助率の嵩上げを行うとともに、優先的に採択すること。

　また、複数校で実施する場合には、市全体の合計工事費を補助対象工事費とするよう補助要件を緩和すること。

(7) 学校給食センターの機械等設備については、計画的な更新が必要となることから、機械や運送車両等の更新事業や施設改修に対する補助制度を創設すること。

　また、アレルギー対応食の調理室を既存施設の中で整備する場合など、増築を伴わない改修についても補助対象事業とすること。

(8) 自治体が待機児童対策を確実に推進するため、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金を基準額どおり交付できるよう財源確保すること。

１０　幼児教育の充実について

幼稚園就園奨励費補助制度による補助金交付にあたり、都市自治体に超過負担が生じ

ないよう、圧縮率を乗じて減額することなく、補助率どおり１／３となるよう財政措置を講じること。

１１　小中一貫教育の研究について

学校教育の充実を目的として小中学校で小中一貫教育・小中連携に係る研究を行う場合には、常勤講師や非常勤講師の派遣など、県による積極的な人的措置が可能となるよう、財政支援を講じること。

１２　コミュニティ・スクールの導入促進について

「学校を核とした地域力強化プラン」に基づくコミュニティ・スクールの導入を促進するためには、地域コーディネーター等の配置が不可欠であるため、地域学校協働活動推進事業の維持・拡大を図ること。

１３　就学援助について

⑴ 就学援助に係る新入学児童生徒学用品等について、全国的に準要保護児童生徒数が増加していることから、平成１７年度に廃止した準要保護者に係る国庫補助を復活させること。

また、要保護児童生徒援助費補助金の補助対象者に就学予定者を加えたことに伴う要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領の改正を行うこと。

⑵ 高校生への就学援助について、教育機会の平等化を図るためにも、国における施策として高校生に対する就学援助の拡充を図り、高校授業料の無償化を実施すること。

１４　外国人労働者の日本語等教育研修について

厚生労働省の「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」において、事業主は外国人労働者に対し日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための指導を行うとともに、生活上または職業上の相談に応じるよう努めることとされているが、円滑な社会生活の促進のため、外国人市民の就労先企業に対して法令等により指針の実施を義務付けること。

１５　公立のコミュニティ活動拠点施設に係る整備費補助金の設置について

これからの時代に求められる多世代交流施設の建設または大規模改修工事等による長寿命化に活用するため、公民館など、地域コミュニティ活動拠点の施設整備費に係る補助金を設置すること。

１６　文化財の保全・活用等について

(1) 文化財が将来にわたり保存・継承されるよう、登録有形文化財を維持することが困難な個人所有者に対して、維持管理及び修繕に対する国庫補助制度を創設すること。

(2) 遺跡の発掘調査で出土した遺物について、市町村が文化財として保存・活用するため「出土品の取扱いに関する指針」の基準を明確化すること。